

第9号様式

相模原市
国民健康保険

国民健康保険葬祭費支給申請書

被保険者記号・番号	死亡者の氏名	年齢
10 -	フリガナ	歳

死亡年月日	葬祭年月日 (告別式)	死亡原因
年 月 日	年 月 日	1. 疾病等 2. 交通事故等第三者行為

死亡者の埋葬料等について、被用者保険(社会保険等)に支給申請を行いません。() はい いいえ

被用者保険(本人)を脱退してから3ヶ月以内の死亡の場合や、死亡日の前3ヶ月以内に被用者保険の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている場合は、被用者保険から埋葬料等が支給されることがあります。

振込指定先	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協		本店	店番号
	預金の種類	1. 普通 2. 当座	口座番号(右詰め)	支店	
			フリガナ 氏名		

葬祭費申請額 ￥ 5 0 0 0 0

上記のとおり葬祭費の支給を申請します。
振込先の口座名義人が申請者(葬祭者)と異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、上記指定口座への振込をもって相模原市からの支払金の受領と認めます。
また、他の相続人等から異議の申立てがあった場合は、申請者の責任において当事者間で解決することを誓約します。

年 月 日 郵便番号 □□□ - □□□□

申請者(葬祭者) 住所 _____
氏名 _____
死亡者との続柄 _____

電話番号 自宅 ()
緊急連絡先 ()

相模原市長 あて

国民健康保険に関するご連絡に使用します。

(注意) 交通事故等第三者行為によって死亡された場合については、国民健康保険の葬祭費は支給されないので、御注意ください。

区民課及びまちづくりセンター-処理欄	受付年月日、 受付場所	令和 年 月 日 ()区民課・まちづくりセンター・出張所	受付者
死亡者住民コード	事 実 確 認	住民票等照合	
		戸籍等照合	
申請者住民コード		死亡診断書	
		埋葬許可証	

葬祭費の支給申請について

1 支給要件

葬祭費は、国民健康保険の被保険者の死亡に関し、葬祭を行った方（喪主・施主等）に対して支給（銀行口座振込）するものです。

支給申請には、被保険者の死亡、葬祭を行ったこと（火葬のみの場合も含む）の要件を満たすことが必要です（葬祭を行ってから2年以内に申請がない場合には時効により給付が受けられません）。

2 支給申請書に記載する上での注意

葬祭年月日欄..... 葬祭を行った日を記入してください。

死亡原因欄..... 該当する番号に「 」をつけてください。

「2.交通事故等第三者行為」の場合は、他の損害保険等から「葬祭費」が支給されないか等お伺いする場合があります。

被用者保険欄..... 亡くなられたご本人が、被用者保険（社会保険等）を脱退してから3ヶ月以内の死亡の場合や、死亡日の前3ヶ月以内に被用者保険の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている場合は、被用者保険から埋葬料等が支給されることがあります。

被用者保険に申請をしない場合は、“はい”に印を付けてください。
（被用者保険又は国民健康保険のどちらか一方からの支給となります。）

振込指定先欄..... 申請者（葬祭者）名義の口座を記入してください。

口座名義人が、申請者と異なる場合は、申請者がその口座名義人に支給金の受領を委任したとみなさせていただきます。

申請者..... 葬祭を行った方（喪主）となります。

添付書類..... 以下のいずれかの書類が必要です。

- ・葬儀社等の発行した葬儀費用の領収書の写し
- ・会葬礼状の写し
- ・葬儀を行ったことがわかる書類及び葬祭費支給申請申立書

交通事故等によって死亡された場合も、別途添付書類が必要な場合があります。

3 支給時期

- ・毎月15日までに申請した場合は、翌月の20日以降に支給します。
- ・16日から月末までに申請した場合は、翌月の末日以降に支給します。

保険税に未納がある場合は、納税の御相談をさせていただきます。

【お問い合わせ先】相模原市 国民健康保険コールセンター

電 話：042-707-8111（FAX：042-751-5444）

運営時間：月曜日～金曜日（祝日等を除く）午前8時30分～午後5時15分
第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

【担当課】相模原市役所 国保年金課 給付班

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号